

あての木園居宅介護支援事務所のご案内

～誰もが地域の中で安心して生活し、住み続けられる地域の実現のため努力いたします～

■問い合わせ・見学のご希望の方は

〒929-2378 石川県輪島市三井町小泉上野2番地

☎(0768)26-1788 📠(0768)26-1778

メール:atenoki@skyblue.ocn.ne.jp HP:<http://www.amusewajima.gr.jp/atenokien/>

社会福祉法人輪島市福祉会

私たちの理念 「尊厳」「共生」「向上」

私たちは、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、地域社会と共に自立した生活を営むことができるように支援します

私たちは、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図ります

基本方針

能登のために

1. 超高齢化が進むなか、高齢者を取り巻く環境の変化、介護保険制度を取り巻く厳しい情勢を踏まえ、当法人の役職員が社会福祉法人の使命や自ら果たすべき役割を再認識し、介護者としての本旨にたちかえり高齢者福祉の進展に寄与します
2. 地域の方々の社会福祉支援を目的に、誠心誠意のサービスに努めます
3. 個人の尊厳を保持しつつ、介護サービスが「いつでも・どこでも・だれでも」利用できるように努めます
4. すべての役職員は、倫理・理念を遵守し、専門性を高め、地域の一員として社会福祉の充実を目指します



居宅介護支援とは・・・

自宅で自立した生活をするためのプランの作成やサービス調整

介護を必要とされる方が、自宅で適切にサービスを利用できるように、ケアマネージャー(介護支援専門員)が心身の状況や生活環境、本人・家族の希望等にそってケアプランを作成し、さまざまな介護サービスの連絡・調整などを行います。

サービスの内容は……

①サービス開始前の説明:

当事業所は、サービス提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、複数の居宅サービス事業者等を紹介することを求めることができることや、居宅サービス計画に位置付けられた居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること等を利用者及びその家族等に懇切丁寧に説明を行い、文書による利用者の同意を得た上で居宅サービス計画の作成の開始にあたります

②居宅サービス計画の作成:

利用者の家庭を訪問して、利用者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス(以下「指定居宅サービス等」という。)が、公正中立で総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画原案を作成します

③居宅サービス計画の同意:

居宅サービス計画の原案について利用者及びその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ます

④居宅サービス計画の交付:

居宅サービス計画を作成した際には、その居宅サービス計画を利用者及びその家族及び指定居宅サービス事業所の担当者に交付します

⑤居宅サービス計画作成後の便宜の供与:

利用者及びその家族等、指定居宅サービス事業所等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。実施状況の把握は少なくとも月1回、利用者の居宅を訪問し利用者に面接します。居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業所等との連絡調整を行います。利用者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

⑥居宅サービス計画の変更:

契約者又は利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または指定居宅サービス事業所等が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業所と契約者又は利用者の双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

⑦介護保険施設等の紹介:

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合

には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います



事務所の概要

事業所住所	石川県輪島市三井町小泉上野2番地
電話番号	☎(0768)26-1788
通常の事業実施	旧輪島市(河原田、三井地区)
営業日	月曜日～土曜日
定休日	日曜日
営業時間	8時30分～17時30分
苦情受付責任者	管理者:苦情やご相談は専用窓口で受け付けします

■居宅介護支援費(Ⅰ)

基本部分	利用料金
要介護1・2	10,860円/月
要介護3・4・5	14,110円/月
高齢者虐待防止措置未実施減算	1%の減算
業務継続計画未策定減算	1%の減算
運営基準減算	50%の減算
特別地域居宅介護支援加算	15%の加算
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5%の加算
特定事業所集中減算	2,000円の減算/月

■加算

加算名	利用料金
初回加算	3,000円/月
特定事業所加算(Ⅰ)	5,190円/月
特定事業所加算(Ⅱ)	4,210円/月
特定事業所加算(Ⅲ)	3,230円/月
特定事業所加算(A)	1,140円/月
特定事業所医療介護連携加算	1,250円/月
入院時情報連携加算(Ⅰ)	2,500円/月
入院時情報連携加算(Ⅱ)	2,000円/月
退院・退所加算(Ⅰ)イ	4,500円/回
退院・退所加算(Ⅰ)ロ	6,000円/回
退院・退所加算(Ⅱ)イ	6,000円/回
退院・退所加算(Ⅱ)ロ	7,500円/回
退院・退所加算(Ⅲ)	9,000円/回
通院時情報連携加算	500円/月

緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000円／月
ターミナルケアマネジメント加算	4,000円／月
介護職員等処遇改善加算	2.1%が加算

※居宅介護支援に関するサービス利用料金について、利用者が介護保険法の規定に基づいて介護保険料を納付している場合は、利用者の自己負担はありません。但し、利用者の介護保険料の滞納等により、事業所が介護保険から居宅介護支援費に相当する給付を受領することができない場合は、居宅介護支援費及び加算について全額を一旦支払って頂きます。



個人情報保護に関する方針

利用者に安心の在宅生活をお送りいただけるよう日々努力を重ねております。「個人情報」につきましても適切に保護し管理することが非常に重要と考えております。当法人では、情報公開・開示規程及び個人情報保護規程を定め確実な履行に努めます。

【個人情報保護の利用目的】

当施設・事業所では、利用者の尊厳を守り安全管理に配慮する個人情報保護方針の下、ここに利用目的を特定します。あらかじめ利用者本人又はご家族の同意を得ないで、必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはいたしません。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

1. 当施設・事業所内部での利用目的

- ① 当施設・事業所が利用者等に提供する介護サービス
- ② 介護保険事務
- ③ 介護サービスに利用にかかる当施設・事業所の管理運営事務のうち次のもの
 - 事故等の報告
 - 当該利用者の介護・医療サービスの向上
 - 入退居等の管理
 - 利用・中止等の管理
 - 会計、経理

2. 他の介護事業者等への情報提供を伴う利用目的

- ① 当施設・事業所が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - 利用者に居宅・施設サービスを提供する他の居宅サービス事業所・施設や居宅介護支援事業所等との連携(サービス担当者会議等)、照会への回答
 - 利用者の診療等にあたり、外部の医師の意見・助言を求める場合
 - 家族等への心身の状況説明
- ② 介護保険事務のうち
 - 審査払い機関へのレセプトの提出
 - 審査払い機関又は保険者からの照会への回答
- ③ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

1. 当施設・事業所内部での利用に係る利用目的

- ① 当施設・事業所の管理運営事務のうち次のもの
 - 介護サービスや業務の維持・改善の基礎資料
 - 当施設・事業所において行われる学生等の実習の協力
 - 当施設・事業所において行われる事例研究

2. 他の事業所等への情報提供に係る利用目的

- ① 当施設・事業所の管理運営業務のうち
 - 外部監査機関への情報提供

